

和歌山市消費促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、和歌山市で開催されるコンベンションへの参加者に対し消費を促し、本市における観光の振興及び地域経済の活性化を図ることを目的として、予算の範囲内で市内の登録店舗に消費促進補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、和歌山市補助金等交付規則（平成2年規則第27号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) コンベンション 本市の区域内において開催される学会、会議、大会等をいう。
- (2) 消費促進補助事業 本市が実施するコンベンション参加者の消費を促す事業をいう。
- (3) 登録店舗 消費促進補助事業に参加するものとして、市内にある店舗で、かつ、次のいずれにも該当しないものであって、本市が認めたものをいう。
 - ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などの営業を行う店舗
 - イ 特定の宗教、政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行う店舗
 - ウ 反社会的勢力が経営に実質的に関与している店舗

- (4) クーポン券 登録店舗において物品購入等に使用することができる券面金額500円のクーポン券をいう。

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する事業者とする。

- (1) 登録店舗を有すること。
- (2) 登録店舗以外ではクーポン券の使用を受け付けない扱いができること。
- (3) 申請者又はその役員が次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 暴力団員（和歌山市暴力団排除条例（平成23年条例第28号。ウにおいて「暴力団排除条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - イ 法人その他の団体で、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに暴力団員に該当するものがあるもの
 - ウ 暴力団（暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者
 - エ 不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的で暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員の威力を利用し、又は暴力団の活動若しくは運営に協力する目的で、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対し、相当の反対給付を受けないで金品その他の財産上の利益を供与した者
- (4) 和歌山市の入札参加停止の措置若しくは入札参加除外の措置を受けていない者

(5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項第2号に該当しない者及び刑法(昭和40年法律第45号)第96条の3若しくは第198条又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第247条の規定に基づく公訴を提起されていない者

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内において、登録店舗において使用されたクーポン券の枚数に500円を乗じて得た額とする。

(交付の申請等)

第5条 規則第3条の規定による申請は、和歌山市消費促進補助金交付申請書(別記様式第1号)によるものとする。

2 前項の申請においては、市長は、事業計画書及び収支予算書の添付を省略させるものとする。

3 規則第3条の市長が必要と認める書類は、登録店舗で使用された全クーポン券とする。

4 市長は、第1項の規定による申請があったときは、規則第12条の規定による報告を省略させるものとする。

5 市長は、規則第4条第1項の規定による調査及び規則第13条の規定による調査については、これらに係る手続を併合して行うものとする。規則第6条の規定による通知及び規則第13条の規定による通知についても、同様とする。

6 前項に規定する通知は、和歌山市消費促進補助金交付決定及び確定通知書(別記様式第2号)により行うものとする。

7 規則第4条第1項の規定により交付決定をしたときは、規則第15条第1項の規定による請求があったものとみなす。

(紛失、破損に係るクーポン券の取扱い)

第6条 紛失により前条第3項の書類として添付できないクーポン券、券面の二分の一以上が破損したクーポン券及び汚損により券面の通し番号が確認できないクーポン券は、補助金の額の算定にかかる枚数に算入しない。

附 則

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。